

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	男沼地区(男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼、妻沼小島)	令和2年3月23日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	255.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	195ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	32.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	5.13ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

後継者が少なく、出し手が多いのに借り手がいない。農地の集約は必要だが、出し手が多いと耕作放棄地が増えてしまう。
利根川の土手沿いは低くなっており、水が貯まる。排水がよくないので葱などが作れない。令和元年度は特に雨が多く大変だった。今後は気候変動でさらに大変になることが予想される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

男沼地区、妻沼台地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者5～7経営体が担うほか、個人農家が引き続き担っていく。
出来島地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者2～3経営体が担うほか、個人農家が引き続き担っていく。
間々田地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者3～5経営体が担うほか、個人農家が引き続き担っていく。
妻沼小島地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者4～6経営体が担うほか、個人農家が引き続き担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A氏	野菜	2 ha	野菜	2.7 ha	妻沼小島
認農	O氏	野菜	2 ha	野菜	2.5 ha	間々田
認農	O氏	野菜	3 ha	野菜	3.5 ha	妻沼台
認農	K氏	野菜	20 ha	野菜	5 ha	妻沼台、出来島
認農	K氏	野菜	4.2 ha	野菜	5.2 ha	妻沼小島
認農法	S法人	野菜	4 ha	野菜	4.5 ha	妻沼台・妻沼小島
認農法	S法人	水稲 麦	30 ha	水稲 麦	36 ha	男沼・妻沼台・間々田
認農	T氏	野菜	2.3 ha	野菜	2.3 ha	男沼、出来島
認農	T氏	牧草	3 ha	牧草	4 ha	妻沼台
認農	T氏	野菜	2.7 ha	野菜	3.2 ha	男沼
認農	N氏	水稲野菜	0.92 ha	水稲野菜	0.92 ha	男沼
認農	N氏	大和芋	3 ha	大和芋	4 ha	妻沼小島
認農法	F法人	野菜	7 ha	野菜	7.2 ha	男沼・妻沼台
認農法	Bファーム	乳牛	- ha	乳牛	- ha	間々田
集	太田営農組合	麦	41.97 ha	麦	42 ha	太田地区
認農	Y氏	大和芋	2.5 ha	大和芋	0.2 ha	妻沼台
認農	T氏	野菜	8 ha	野菜	8.5 ha	妻沼台
認農法	M法人	野菜	6 ha	野菜	14 ha	間々田
認農	N氏	野菜	1 ha	野菜	2 ha	男沼
認農	T氏	ネギ 大和芋	1.8 ha	ネギ 大和芋	2.8 ha	男沼、妻沼台
計	20経営体		145.39 ha		150.52 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、299筆、239,765.41㎡となっている。

後継者対策、特産化作物の導入方針

農業では収入の魅力が無ければ新規就農者がいない。やめてもいいので若い農業者を採用し、その中で農家を継続するものを後継者としていく対策などを考えてみるのも良い。

売れる農作物を栽培し、特産品などの生産も考えていきたい。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
計	180,363.50	—	59,401.91

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

5 アンケートでの意見

○天候が合わなくなってきたので より適した畑に集約させたい